



令和5年7月 相談件数

**472件**


(前月比: △49件)

(前年同月比: △30件)

掲載内容

- 関東甲信越ブロック  
高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 令和4年度消費生活相談概要
- エシカル消費って、なに？
- 消費者被害注意報

## 関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

消費生活センターでは、9月に、関東甲信越地区の都県、政令市などと共に、「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します。高齢者の方が被害に遭いやすい悪質商法の手口や対処法を掲載したリーフレットを区役所・公民館・コミュニティセンターなどで配布しますので、消費者被害の防止や見守り活動にご活用ください。



### 高齢者に多い消費者トラブル事例

保険金を使って自己負担なく住宅修理ができると勧誘され契約したが、実際には保険金が入らず、解約を申し出るも高額なキャンセル料を請求された、という相談が寄せられています。

### 注意のポイント

- 保険の補償範囲や保険金の請求については、事業者任せにせず、自身で保険会社に確認しましょう。
- 災害による被害で修理が必要な場合でも、複数の事業者から見積もりを取り、慎重に検討しましょう。

高齢者向け特別電話相談を実施します！(商品・サービスの契約に関するご相談)

<日時> 令和5年9月21日(木)、22日(金) 9:00~16:30

<相談専用電話番号> 043-207-3000

### 悪質商法等被害防止講演会「こんな悪質商法と詐欺に気をつけて！」

会場	松ヶ丘公民館	幕張公民館	小中台公民館
日時	9月29日(金) 14:00~15:40	10月3日(火) 14:00~15:40	10月4日(水) 14:00~15:40
定員	各会場 30人		
講師	警察署員、消費生活相談員(予定)		
費用	無料		
申込方法	電話(207-3602)かFAX(207-3111)で受付。先着順。		
その他	手話通訳をご希望の場合は、申込時にお知らせください。 ちばシティポイント対象講座です。		

9/1~受付開始  
参加者募集!

詳細は、消費生活センターホームページか、ちば市政だより9月号に折り込みの「暮らしの情報いずみ特集号」をご覧ください。

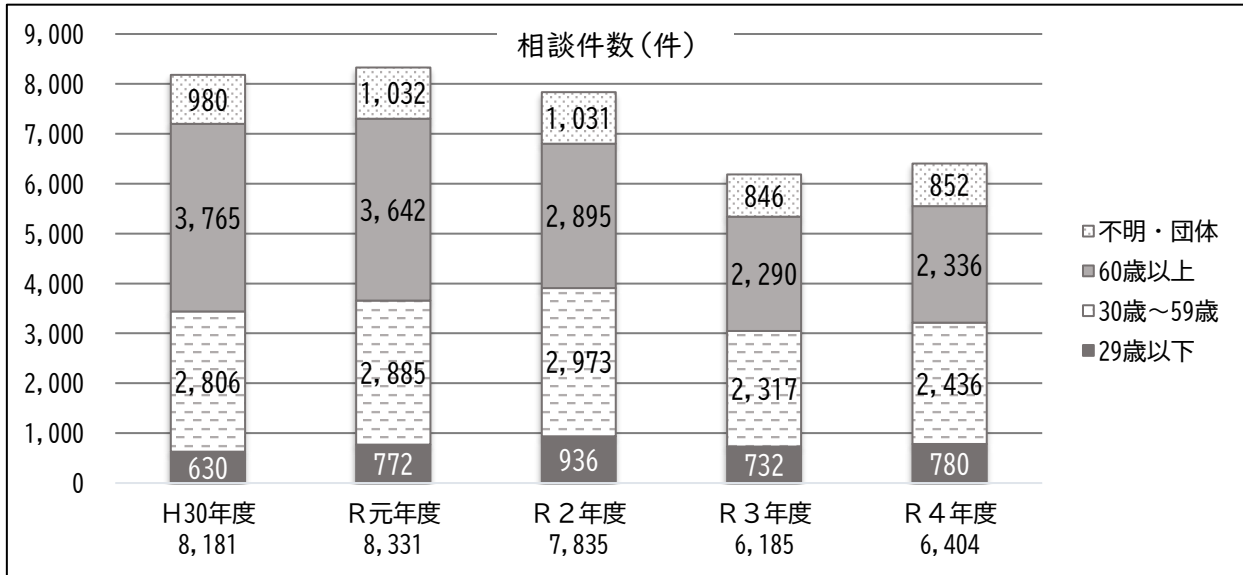
千葉市消費生活センター 講座



# 令和4年度消費生活相談概要

## 相談件数は6,404件で前年度から増加

令和4年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は6,404件で、前年度から219件増加しました。



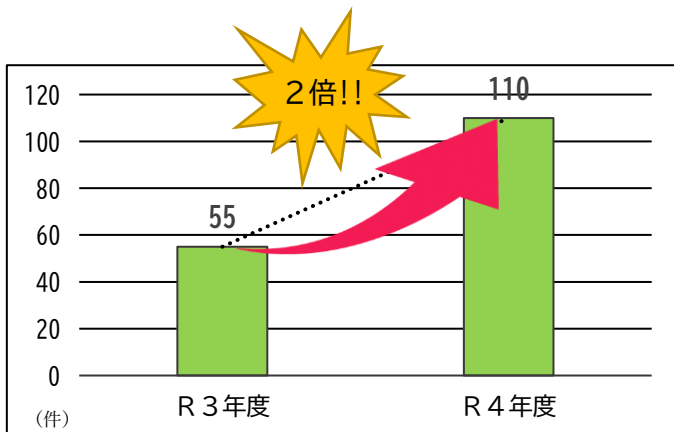
## 相談の多かった商品・サービス

昨年度は、不審なメールが届いた、など「商品一般」の相談が多く、「脱毛エステ」に関する相談も前年度と比べ149件増加しました。

1位	商品一般 426件	商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談 (事例)「クレジットカード会社から身に覚えのない請求を受けた」
2位	賃貸アパート 200件	集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート等 (事例)「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない」
3位	脱毛エステ 181件	エステティックサロンで行う脱毛に関する相談 (事例)「お試し施術を受けるだけのつもりが、施術後にしつこく勧誘された」

## 急増している相談内容

インターネット通販で「注文した商品が届かない」「商品は届いたが偽物だった」「販売業者に連絡したが連絡先は虚偽のものだった」などの“偽サイト(実在の企業のサイトと誤解させるように作成された偽物のサイトなど)”に関する相談が増えています。



インターネット通販の偽サイトに関する相談件数の推移

### こんな通販サイトは要注意!

- ・販売価格が大幅に値引きされている
  - ・URLの表記がおかしい
  - ・販売業者の情報が適切に記載されていない
  - ・日本語の表記、文章表現がおかしい
  - ・リンクが適切に機能しない
  - ・支払い方法が限定されている
- など

# エシカル消費って、なに？

## 「エシカル消費」とは？

「エシカル」とは、「倫理的」「道徳的」という意味です。より良い社会の実現に向けて、人や社会、環境、地域に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。



12 つくる責任  
つかう責任



エシカル消費は、持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標のうち、主に『目標 12 つくる責任 つかう責任』に関連する取り組みです。

## なぜ「エシカル消費」が必要？

ひとつの商品が私たちの手元に届くまでには、たくさんの人々や資源が関わっています。意識せずに購入した商品の裏側には、児童労働、低賃金労働、海洋汚染、森林破壊など、放っておけない様々な社会的課題が隠れているかもしれません。

このような課題に気づき、日々の買い物を通してその課題解決のために自分に何ができるかを考えてみるのが「エシカル消費」の第一歩です。

あなたの日々の消費が未来を変えます！

## わたしたちができるエシカル消費

### 「人」や「社会」に配慮した消費

- ・開発途上国の生産者の生活に配慮し、公正な価格で取引を行う『フェアトレード商品』を選ぶ
- ・福祉作業所などで作られた、障害者の自立支援につながる商品を選ぶ

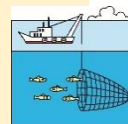
など



### 「環境」に配慮した消費

- ・リサイクル素材を使ったものや環境保全に役立つエコ商品を選ぶ
- ・魚介類や木材などの資源に配慮してつくられた、海洋保全・森林保全に繋がる商品を選ぶ

など



### 「地域」に配慮した消費

- ・地元で作られた商品を選ぶ (地産地消)
- ・地元のお店で商品を買う (地域活性化)
- ・被災地で作られた商品を選ぶ (応援消費)

など



消費者庁イラスト集より

「エシカル消費」を難しく考えず、日々の暮らしの中でできることから取り入れてみませんか？

買いだめ・買い占めをしない、買い物にマイバッグを持参する、マイボトルを持ち歩く、食べ残しを減らす、省エネ・節電につながる行動をする、など、日頃実践している行動も「エシカル消費」のひとつです。





## テレビショッピングで お試し購入したはずが、定期購入だった!?

### 事例

テレビショッピングで「健康食品」の紹介を見て、販売業者に注文するために電話したところ、「3 か月は飲まないとう効果があらわれない」との説明があったため、お試しのつもりで3箱を約1万円で注文した。その後、3箱届き、代金を支払った。



3か月後、販売業者から**同じ商品3箱が再び届き、初めて定期購入であることが分かった。**2回目の代金はなんと**3万円**と記載されていた。

すぐに販売業者に問い合わせたところ、「変更やキャンセルについては次回お届け予定日の10日前までに解約の電話を入れないと応じられない」と言われた。

2箱飲んだがあまり効果が感じられず、胃に違和感も感じたため、最後の1箱は飲むのを止めていた。これ以上は飲めないし、効き目も感じられない商品に高額な代金を支払いたくない。

### 消費者トラブル防止のために

- 電話注文時に販売業者から、別の商品や複数月分の商品を勧められても、興味がなければきっぱりと断りましょう。
- テレビショッピングのような「通信販売」は、原則クーリング・オフ対象外ですが、広告で触れられていない商品を電話で勧誘された場合は、「電話勧誘販売」となりクーリング・オフの対象になる場合がありますのであきらめず消費生活センターにご相談ください。



※健康食品を摂取して体調に異変を感じた場合は、速やかに摂取を中止し、医師に相談しましょう。

※健康食品はあくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは毎日の食事や運動の改善を図りましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 **043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く